平成２５年（フ）第１１７３号
福岡市早良区次郎丸１丁目29番23―102号
債務者　奥村　弘樹
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１８８号
福岡県糸島市前原南２丁目22番21号
債務者　安喜　勝次
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２００号
福岡市東区箱崎４丁目34番７―102号
債務者　久場　恵子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２２３号
福岡市早良区荒江３丁目15番12号
債務者　満永栄美子（旧姓松隈）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２２５号
福岡市東区箱崎５丁目４番12―1207号
債務者　中道　　光
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２２６号
福岡市東区箱崎５丁目４番12―1207号
債務者　中道シマ子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２２７号
福岡市東区箱崎５丁目４番12―1207号
債務者　中道　龍治
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２３３号
福岡市西区石丸３丁目５番24―202号
債務者　藤瀬　和彦
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２４０号
福岡市東区箱崎３丁目37番19号
債務者　松尾　末子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２５４号
福岡市東区若宮２丁目40番35―502号
債務者　井上百合子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２５５号
福岡県春日市白水ヶ丘２丁目34番地
債務者　加藤　文也
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２７６号
福岡県筑紫野市むさしヶ丘２丁目27番３号、住民票上の住所長崎県対馬市峰町志多賀561番地第１
債務者　八坂　和敏
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２８４号
福岡市南区大楠２丁目５番31号
債務者　井手　かよ
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２８６号
福岡市博多区住吉４丁目30番９号
債務者　片山トヱ子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３１３号
福岡市東区雁の巣１丁目34番20―101号
債務者　衞藤　　隆
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３１７号
福岡県大野城市横峰２丁目20番１号コモドスコート１　401号
債務者　野間　健人
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３２０号
福岡市東区馬出２丁目６番２―1203号
債務者　野口　勝一
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３２２号
福岡市東区多の津５丁目５番８―321号
債務者　江上　誠一
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部